



埼玉県報

第 2815 号
平成 28 年(2016 年)
7 月 15 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 県立学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 県道三芳富士見線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道上尾久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道上尾久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県立小児医療センター新病院カーテン賃貸借に関する入札公告（小児医療センター）

告 示

埼玉県告示第九百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人結

三 代表者の氏名

和田 正子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東大沢三丁目二番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、重い障害を持つ人と高齢者がそれぞれの自立に向けて、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができ新しい福祉支援システムを構築することによって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人就労支援スマイルワーク

三 代表者の氏名

武藤 五郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市鴻巣千百八十三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、職業能力の向上及び就業機会の拡充等の諸支援を行うことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進と社会の安定に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さくら

三 代表者の氏名

秋谷 勝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市宮前五百八十八番地二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法による指定居宅介護支援事業・居宅サービス事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護・共同生活援助に関する事業、地域の子どもたちとの交流会等を行い、地域住民との交流を深め、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援・居宅サービス事業、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、地域の子どもたちとの交流会の開催等を行い、地域住民との交流を深め、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月五日

ニ 届出年月日

平成二十八年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川祐司

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計八者

（変更後）生活協同組合コープみらい 理事長 新井ちとせ

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目四番十三号 外 計十者

ハ 変更年月日

平成二十七年十月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアモール滑川（N街区）

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字大道二千三百二十六―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアモール滑川（N街区）

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字大道二千三百二十六―一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五五一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三三四台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇台

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二七六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二七六台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）生活協同組合コープみらい 午前十時から午後十一時

ウエルシア薬局株式会社 午前十時から翌午前零時

（変更後）生活協同組合コープみらい 午前九時から午後十一時

ウエルシア薬局株式会社 午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場二 午前九時三十分から翌午前零時三十分

駐車場三 午前九時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）駐車場一 午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場二 午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場三 午前八時三十分から翌午前零時三十分

ハ 変更年月日

平成二十八年七月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番地一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年七月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百三十九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量 数値地形図データ更新

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十八年六月二十八日から平成二十八年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第九百四十号

平成二十八年埼玉県告示第四百七十一号で公示した公共測量は、平成二十八年六月三十日終了した旨測量計画機関である春日部市中央一丁目地区市街地開発準備組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百四十一号

平成二十八年埼玉県告示第七百十号で公示した公共測量は、平成二十八年六月三十日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百四十二号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（レベル2500地形図修正）

三 作業地域

越谷市全域

四 作業期間

平成二十八年七月十一日から平成二十八年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百四十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年七月五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

吉里 秀則

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第三〇三八七号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第一号による

告 示

埼玉県告示第九百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県立学校教職員用コンピュータ賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
N T Tファイナンス株式会社 東京都港区港南1丁目2番70号
- 5 落札金額
181,919,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年4月22日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
入間郡三芳町大字藤久保字俣埜 三〇一番五地先から同郡同町大 字藤久保字俣埜三〇四番三地先 まで		区 間
一〇・五三 一〇・五九	八・〇三 八・〇九	敷地の幅員 (メートル)
四一・一三		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	白岡市下大崎字円明一〇四番一地先 から同市下大崎字円明八八番一九地	区 間
八・二二〇 二七・二八	五・〇〇〇 二一・八九	敷地の幅員 (メートル)
四五・七〇		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高

巖

上尾久喜線	路線名
白岡市下大崎字円明一〇四番一地先から同市下大崎字円明八八番一九地先まで	供用開始の区間
平成二十八年七月十五日	供用開始の期日
平成二十八年七月十五日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路区域の一部供用開始である。	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年七月四日

指令川建セ第二七〇〇八一二号

二 検査済証番号

平成二十八年七月十二日

川建セ第二八〇〇二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字間堀千五百三十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県新座市大和田四丁目十番十一号

株式会社ヤマダイ大竹 代表取締役 大竹 久三雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十二月二日

指令川建セ第二七〇〇七二〇号

二 検査済証番号

平成二十八年七月十一日

川建セ第二八〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三千六百七十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字東平千五百五十一番地 社宅一、十三

今井 穰

告 示

埼玉県病院事業告示第三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

埼玉県立小児医療センター カーテン賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成28年12月27日から平成33年12月26日まで

(4) 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「賃貸」の「室内装備品（屋内装飾品）」に登録があり、かつA等級に格付けされた者であること。

(5) 平成23年4月1日から公告日までの間に、病床数200床以上の病院のカーテン賃貸借業務を1年以上履行した実績を有する者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

埼玉県立小児医療センター 事務局 用度担当 金垣

電話048-758-1811（代表） ファクシミリ048-758-1818

- (2) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (3) 入札説明会

なし

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

平成28年8月18日から平成28年8月25日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

平成28年8月18日から平成28年8月24日 午後5時まで

上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県立小児医療センター 平成28年8月25日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年8月2日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Lease sets of curtains

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., August 25, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., August 24, 2016)

(3) Contact Information:

Supplies division, Secretariat,
Saitama Children's Medical Center

Magome2100, Iwatsuki-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 339-8551 Japan
Telephone: 048-758-1811